

Q

支部を本部に統合することの目的は何ですか。

A

現在は支部を異にする異動の度に組合員に行っていたいただいている被扶養者申告書等の提出や組合員証の授受等を不要とすることで組合員及び共済事務担当者の負担を軽減することです（別添の「お知らせ」文書参照）。

また、裁判所共済組合は国（裁判所）と別の組織（法人）であるため規範や業務内容が国（裁判所）と全く異なる上、組織も小さく、共済事務担当者や経験者が少数にとどまるために、共済事務の遂行に当たって担当者間の知識の継承及び計画的育成が長年の課題となっており、これを解消することも目的としています。

Q

統合によって組合員はこれまでのようなサービスが受けられなくなるのですか。

A

組合員に対するサービスについては、共済組合係（現在は本庁のみに設置）に対面で相談できなくなりますが、統合後においても組合員に対して必要なサービスが維持できるように、組合員及び被扶養者が気軽に直接質問できる窓口を設置したり、ホームページの充実等の対策を行う予定であり、支部とも協議する等して今後具体的に検討を行っていきます。

Q

統合した場合、組合員は、届出書等の提出及び扶養認定や貸付等の相談はどこに行くことになるのですか。

A

届出書等を提出する方法については、組合員から提出された届出書等を本部に転送する窓口を被統合庁に設けることを予定しています。さらに、組合員が本部に直接メールで提出する等、組合員にとって便利な方法を探りえないかについて、現在も庁舎内に共済組合係がない家裁、地家裁等支部及び独立簡裁等での運用も踏まえて、現在組合員に直接サービスを提供している支部とも協議する等して今後具体的な検討を行っていく予定です。

相談等については電話等で本部に直接問い合わせてもらおうことになります。

※ 被統合庁には、主として、組合員から提出された届出書等を本部に郵送する業務や、本部から送付される組合員証や周知文書等を組合員に配布・周知する業務が残る予定です。なお、統合により支部の共済組合係はなくなり、残る業務の担当部署は、業務の性質を踏まえて、関係部局と今後調整していくことになります。

Q

統合後は、組合員証や限度額適用認定証の授受方法や退職準備説明会等はどのように変わるので

A

ですか。

組合員に必要なサービスが維持できるように、現在も庁舎内に共済組合係がない家裁、地家裁等支部及び独立簡裁等での運用も踏まえて、現在組合員に直接サービスを提供している支部とも協議する等して今後具体的な検討を行っていきます。

Q

共済組合のホームページについて、私物のスマホ等からも閲覧できるようにインターネットで掲載することは検討していないのですか。

A

共済組合のホームページについては、組合員所有のパソコンやスマートフォンから閲覧できるような環境の整備を目指すことを検討しています。

Q

統合を実施するか否かはいつ決まるのですか。また、具体的に何年までに統合を完了させることを予定しているのですか。

A

令和4年度に東京支部を最高裁庁舎に移転すること及び令和5年度以降の統合について検討を進めることについては、令和4年度運営審議会（※）（令和4年3月に開催予定）において審議することを予定しています。統合を実施するか否かについては、統合を進めることの実務上の問題点について今後支部等と協議した結果や東京支部を最高裁庁舎に移転して行う事前準備の状況等を踏まえて検討し、しかるべき時期に運営審議会に諮って決定することになる予定です。

また、令和6年4月以降のスケジュールについても同様に、しかるべき時期に運営審議会に諮りたいと考えています。

※ 運営審議会：共済組合の適正な運営に資するために置かれるもので（国家公務員共済組合法第9条第1項）、定款の変更等について運営審議会の議を経ることが必要になる（同法第10条第1項）。

Q

統合に関し、組合員や組合員と直接接している支部の共済事務担当者が本部に意見を言うことはできますか。

A

例年同様今年度も、①支部視察、②事業計画及び予算に係る要望の聴取及び③地区別協議会の実施を予定していますので、組合員の方は①②の機会に、支部の共済事務担当者の方は③の機会に、意見を言っていただいても構いません。ただし、共済組合において決定できない事項（人員配置等）については、共済組合はお答えできる立場にないことを御理解ください。